

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年6月1日現在)

I 入院基本料について

当院は、一般病棟入院基本料（7：1）、（日勤、夜あわせて）入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。
また、地域包括ケア病棟入院料（日勤、夜あわせて）入院患者13人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

II DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数1.4451

（基礎係数1.0451＋機能評価係数Ⅰ0.2988＋機能評価係数Ⅱ0.0772＋救急補正係数0.0240）

III 当院は東北厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

◆医療DX推進体制整備加算 ◆一般病棟入院基本料 ◆救急医療管理加算
◆診療録管理体制加算1 ◆医師事務作業補助体制加算1 ◆急性期看護補助体制加算
◆看護職員夜間配置加算 ◆療養環境加算 ◆重症者等療養環境特別加算
◆医療安全対策加算1 ◆感染対策向上加算1 ◆患者サポート体制充実加算
◆ハイリスク妊娠管理加算 ◆ハイリスク分娩管理加算 ◆後発医薬品使用体制加算1
◆バイオ後発品使用体制加算 ◆病棟薬剤業務実施加算1 ◆データ提出加算
◆入退院支援加算 ◆認知症ケア加算 ◆地域包括ケア病棟入院料2

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

◆心臓ペースメーカー指導管理料の「注5」に規定する遠隔モニタリング加算
◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料Ⅰ ◆がん患者指導管理料Ⅱ
◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆小児運動器疾患指導管理料 ◆乳腺炎重症化予防・ケア指導料
◆婦人科特定疾患治療管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料1 ◆二次性骨折予防継続管理料2
◆二次性骨折予防継続管理料3 ◆地域連携夜間・休日診療料 ◆外来腫瘍化学療法診療料1
◆連携充実加算 ◆がん治療連携指導料 ◆ハイリスク妊産婦連携指導料1
◆肝炎インターフェロン治療計画料 ◆薬剤管理指導料 ◆医療機器安全管理料1
◆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料 ◆在宅療養後方支援病院
◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注2」に掲げる遠隔モニタリング加算
◆持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）
及び皮下連続式グルコース測定
◆遺伝学的検査 ◆BRCA1/2遺伝子検査 ◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出
◆検体検査管理加算（Ⅱ） ◆胎児心エコー法 ◆ヘッドアップティルト試験
◆コンタクトレンズ検査料1 ◆小児食物アレルギー負荷検査 ◆画像診断管理加算2
◆CT撮影及びMRI撮影 ◆冠動脈CT撮影加算 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
◆外来化学療法加算1 ◆無菌製剤処理料 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ） ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
◆がん患者リハビリテーション料 ◆集団コミュニケーション療法料
◆人工腎臓 ◆導入期加算1 ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ◆ストーマ合併症加算
◆乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）
◆乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ◆バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
◆輸血管理料Ⅱ ◆輸血適正使用加算 ◆自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
◆看護職員処遇改善評価料53 ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ◆入院ベースアップ評価料

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費等により自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。
詳しくは別掲の料金表をご参照ください。